福岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年福岡県規則第三十五号）新旧対照表

改正案

附　則

（金融機関保証適用時の特例措置）

2　（略）

3　公布日から令和九年三月三十一日までの間に貸付けの決定を行う貸付けのうち、金融機関保証のみにより債権の保全が図られているものに対する別表第二の規定の適用については、同表中「一・三五パーセント」とあるのは、「〇・二〇パーセント」とする。

別表第二（第四条関係）

項	貸付金の種類	貸付割合	利率（年利）	償還期限（据置期間を含む。）（　）内は据置期間である。）
一	小規模事業者貸付	別表第一の八の項又は九の項に掲げる事業を行う者（小規模事業者のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を行う者（ソフトウェア業をいう。以下及び情報処理サービス業を除く。）に属」という。）する事業を主たる事業として行う者については、五人）以下造成し、又はの会社、個人、企業整備するのに組合及び協業組合を必要な資金をいう。）が占有するいう。以下同じ。）の百分施設に係る貸付けの九十以内	一・三五パーセント以内	二十年以内（三年以内）
二	広域貸付	別表第一の五の項から八の項までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が四以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付け	一・三五パーセント以内	二十年以内（三年以内）

現行

附　則

（金融機関保証適用時の特例措置）

2　（略）

3　公布日から令和九年三月三十一日までの間に貸付けの決定を行う貸付けのうち、金融機関保証のみにより債権の保全が図られているものに対する別表第二の規定の適用については、同表中「一・〇〇パーセント」とあるのは、「〇・二〇パーセント」とする。

別表第二（第四条関係）

項	貸付金の種類	貸付割合	利率（年利）	償還期限（据置期間を含む。）（　）内は据置期間である。）
一	小規模事業者貸付	別表第一の八の項又は九の項に掲げる事業を行う者（小規模事業者のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を行う者（ソフトウェア業をいう。以下及び情報処理サービス業を除く。）に属」という。）する事業を主たる事業として行う者については、五人）以下造成し、又はの会社、個人、企業整備するのに組合及び協業組合を必要な資金をいう。）が占有するいう。以下同じ。）の百分施設に係る貸付けの九十以内	一・〇パーセント以内	二十年以内（三年以内）
二	広域貸付	別表第一の五の項から八の項までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が四以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付け	一・〇パーセント以内	二十年以内（三年以内）

改正案

三	施設再整備貸付	次のいずれかの要件に該当するもの イ・ロ（略）	一の項、前項一・三及び次項の貸付けの区分と同じ割合とする。	二十年以内（三年以内）
四	普通貸付	別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうち一の項から前項までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第一の一二の項若しくは一三の項に係る貸付け（無利子貸付については、別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうち一の項から前項までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第一の一〇の項若しくは一一の項に係る貸付け）	次のいずれか 一・二（略）	二十年以内（三年以内） 五パーセント以内 一・三パーセント以内
五・六	（略）			

備考　（略）

現行

三	施設再整備貸付	次のいずれかの要件に該当するもの イ・ロ（略）	一の項、前項一・〇及び次項の貸付けの区分と同じ割合とする。	二十年以内（三年以内） 〇パーセント以内 一・〇パーセント以内
四	普通貸付	別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうち一の項から前項までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第一の一二の項若しくは一三の項に係る貸付け（無利子貸付については、別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうち一の項から前項までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第一の一〇の項若しくは一一の項に係る貸付け）	次のいずれか 一・二（略）	二十年以内（三年以内） 〇パーセント以内 一・〇パーセント以内
五・六	（略）			

備考　（略）